1　所得税・個人住民税の定額減税

（国　税）

令和６年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

(1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和６年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

①　本人　３万円

②　同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。）　１人につき　３万円

（地方税）

令和６年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。

(1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和６年度分の個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

①　本人　１万円

②　控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）　１人につき　１万円